

令和5年度

学校いじめ防止基本方針

行動の重点

未然防止と早期発見

子供が発する小さなサインを見逃さない

早期対応

1. いじめを見つけたら
2. 担任が抱え込むのではなく
3. 教職員同士が情報を共有して
4. 組織的に対応する
5. 被害を受けた児童に寄り添って

令和5年4月改定

七尾市立小丸山小学校

〒926-0852 石川県七尾市小島町子部3番地

TEL 0767-52-5432

FAX 0767-52-5433

目次

1.	いじめに関する学校目標（いじめの定義）	-----	1
2.	組織図	-----	2
3.	いじめの理解	-----	3
4.	未然防止	-----	5
5.	早期発見	-----	5
6.	いじめの措置	-----	9
7.	各担当行動計画	-----	13
8.	ネットいじめ対応	-----	18
9.	重大事態	-----	19
10.	関係機関との連携	-----	20

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（定義）第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行なう心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布，9月28日施行）」と、それを受けて10月11日に公表された，国の「いじめの防止等のための基本的な方針」と，「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめの措置』のポイント」による。

→ **全ての学校は，いじめの防止のための対策に関する基本的な方針を定める。**

→ **全ての学校は，複数の教職員，心理，福祉等に関する専門的な知識を有するものその他関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設ける。**

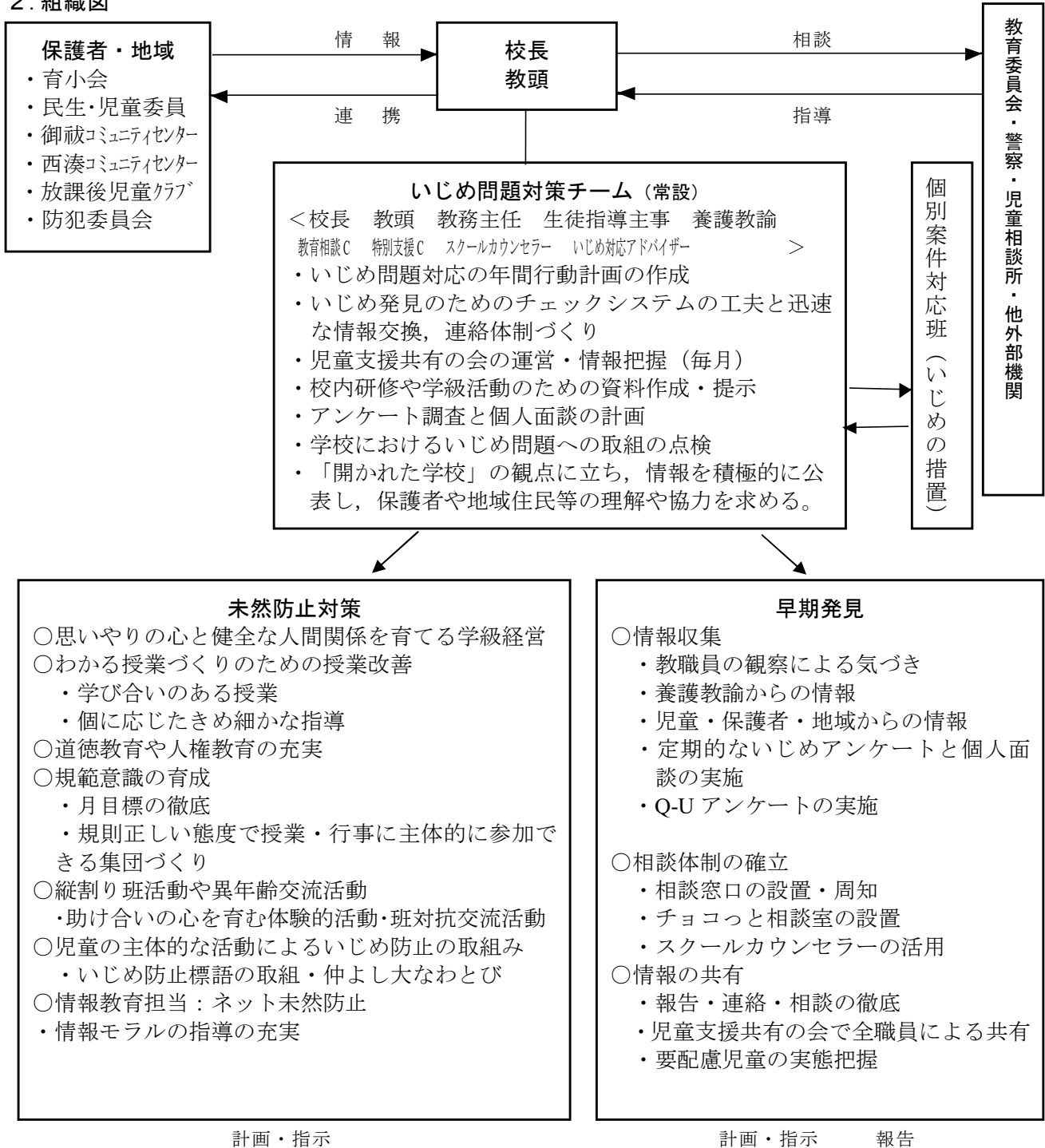
1. いじめに関する学校目標

- (1) 本校は、「感謝と笑顔で，自分から行動する小丸山っ子」という教育目標のもと，一人一人が互いの人格の尊厳を大切に，相互に尊重し合う社会を実現するため，児童が自分自身を大切に，他者を思いやり，互いに助け合う「心の教育」と，そうした心に従い，勇気を持って行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は，すべての児童が，まず，どんなことがあってもいじめを行わないこと，いじめを認識しながらこれを放置しないこと，いじめが，いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて，十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は，児童が安心して生活し，学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう，いじめをなくすことを目的に，市，市教育委員会，家庭，地域の関係者と連携して，いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。
- (4) いじめの基本姿勢
 - ① いじめは，「どの子どもにも，どの学校にも，起こりうるものである。」ことを，全教職員が認識すること。
 - ② 「いじめは，人として決して許される行為ではない。」という認識を，学校教育全体を通じて，児童一人一人に徹底すること。
 - ③ 児童一人一人を大切にする意識や，日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること。
 - ④ いじめが解決したと見られる場合でも，教職員の気づかないところで，陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること。
 - ⑤ 定期的な調査だけでなく，必要に応じて，きめ細かな実態把握に努め，情報を全教職員で共有すること。

(5) 学校全体で取り組む生徒指導体制

- ① 全教職員が指導方針を理解し、共通理解のもと、指導を行い、迅速な組織的対応を行う。
- ② 生徒指導カード等を活用した児童理解を推進し、情報を速やかに共有する。
- ③ 学校に校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校づくり」を推進する。
- ④ 警察や児童相談所などの外部機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進する。

2. 組織図



3. いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

さらに、最近のいじめはスマートフォンや音楽プレーヤー、ゲーム機などの電子情報端末機器の普及により、一層見えにくくなっている。

(1) いじめを捉える視点(いじめの定義)

〈平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より〉「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。(「いじめの防止等のための基本的な方針」より)

【留意点】

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。
- ・いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ・けんかは除くが、外見的にはけんかやふざけ合いのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- ・行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース(例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など)についても、加害行為を行った児童に対する指導等については、「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ・いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合において、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の

児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

(2) 「いじめは笑いに隠される」

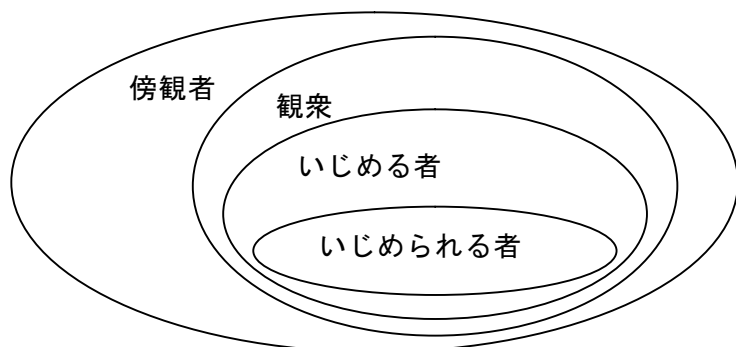
いじめ被害者は、自分がいじめられている(辱められている・貶められている)という事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っている。そのため、いじめという行為を”冗談”や”遊び”に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうとする。しかし、このことが逆に、いじめ行為を維持・悪化させることにもなり、教職員によるいじめ発見を難しくさせることがある。

また、加害者から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでた」という逃げ口上を生むことにもなる。さらに、いじめの早期発見ができなかった教職員自身の逃げ口上にもなりえる。

被害者が笑っていた、楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。

(3) いじめの四層構造

いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが大切である。



(4) いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として、心理的ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、いじめの被害者からの回避感情などが挙げられる。

(5) 犯罪につながるいじめ

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや児童の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

また、「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり、児童に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

【いじめの態様】

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

【犯罪に該当する可能性がある行為について】

- ・ 同級生の腹を殴ったり蹴ったりする → 「暴行罪」(刑法第208条)
- ・ 顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる → 「傷害罪」(刑法第204条)
- ・ 学校に来たら危害を加えると脅す → 「脅迫罪」(刑法第222条)
- ・ 断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる → 「強要罪」(刑法第223条)
- ・ 断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる → 「恐喝罪」(刑法第249条)
- ・ 教科書等の所持品を盗む → 「窃盗罪」(刑法第235条)
- ・ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を奪い取る → 「強盗罪」(刑法第236条)
- ・ 自転車を故意に破損させる → 「器物損壊罪」(刑法第261条)
- ・ 校内や地域の掲示板に実名を挙げて、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く
→ 「名誉棄損罪」(刑法第230条)、「侮辱罪」(刑法第231条)
- ・ 断れば危害を加えると脅し、性器を触る → 「強制わいせつ罪」(刑法第176条)
- ・ 児童の裸の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する
→ 「児童ポルノ提供等」(児童買春・児童ポルノ禁止法第7条)

4. 未然防止 ※P13～17 各担当行動計画参照

- (1) いじめ防止基本方針に基づいた計画的な取組と定期的な見直し・改善を実施する。
- (2) 自己有用感を育成するための活動を、意図的・計画的に推進する。
- (3) 全員参加の授業を目指し、安心して学ぶことのできる「分かる授業」を推進する。
- (4) 生徒指導を機能させるための3視点に留意した教育活動を推進し、全体を通じた道徳教育や人権教育等を充実させる。
- (5) 校内での規律や授業中の規律の維持を通して、規範意識の醸成を図るとともに、児童生徒が安心して学ぶことができる環境づくりに努める。
- (6) 児童会が中心となり、「いじめを絶対に許さない」という意識を児童一人一人が身につけるとともに、児童の「絆づくり」を意識した必要感のある主体的で共同的な取組を展開する。
- (7) ボランティア活動や、自然体験、異年齢集団活動などを通じて、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。
- (8) 家庭や地域と協力して、「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」に取り組む。

5. 早期発見

- (1) 児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにするため、いじめの「認知」の研修を行い、積極的にいじめを認知する。
- (2) 児童の実態に応じて、定期的にいじめに関するアンケート調査を実施する。アンケートの実施に当たっては、実施場所や記名の有無などを工夫し、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- (3) アンケート調査をもとに、定期的な個人面談を実施する。その際、被害児童のみならず、い

じめを見たことがある児童からも訴えやすい体制を整える。

- (4) 養護教諭やスクールカウンセラーと連携して、いじめの把握及び教育相談が行える体制整備を行い、それを十分に機能させる。
- (5) いじめ相談窓口を児童に周知したり、いじめ110番の箱を設置したりしていじめの早期発見に努める。
- (6) <いじめ発見のポイント>を活用した学級担任・級外・養護教諭による日常生活の観察。
※「いじめ発見のポイント」は資料参照（P6～8）
- (7) 毎月1回の「児童理解の会」（職員会議時）での情報の把握・共有
- (8) 毎月1回の「いじめ発見の視点」の学年部会での情報の把握・共有
- (9) <生活アンケート>の実施・結果集計による実態把握（6月・10月・2月）
- (10) 保護者懇談会・家庭訪問・連絡帳を利用した保護者との連携

《資料》「いじめ発見のポイント」

① 学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、児童は様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人が発するサインを見逃さず児童が自らSOSを発信することやいじめの情報を教師に報告したときには、児童にとって勇気のいることであったことを理解し、早期に対応することが大切である。

ア いじめられている子供が学校で出すサイン例（※無理にやらされている可能性のあるもの）

発見の機会	観 察 の 視 点 （特に、変化が見られる点）	
朝 の 会	○遅刻・欠席が増える ○表情が冴えず、うつむきがちになる	○始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○出席確認の声が小さい
授業開始時	○忘れ物が多くなる ○用具・机・いす等が散乱している ○一人だけ遅れて教室に入る	○涙を流した気配が感じられる ○周囲が何となくざわついている ○席を替えられている
授 業 中	○正しい答えを冷やかされる ○発言に対し、しらけや嘲笑が見られる ○責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ひどいあだ名で呼ばれる	○グループ分けで孤立することが多い（机を合わせないなど） ○保健室によく行くようになる ※不まじめな態度で授業を受ける ※ふざけた質問をする ※テストを白紙で出す
休み時間	○一人でいることが多い ○わけもなく階段や廊下等を歩いている ○用もないのに職員室等に来る ○遊びの中で孤立しがちである ○遊びの中で負けることが多い	○集中してボールを当てられる ○遊びの中で、いつも同じ役をしている ※大声で歌を歌う ※仲良しでない者とトイレに行く

発見の機会	観 察 の 視 点 (特に, 変化が見られる点)	
給食時間	○食べ物にいたづらをされる ○グループで食べる時, 席を離している ○その子供が配膳すると嫌がられる	○嫌われるメニューの時に多く盛られる ※好きな物を級友にゆずる
清 掃 時	○目の前にゴミを捨てられる ○最後まで一人で清掃している ○椅子や机がぼつんと残る	※さぼることが多くなる ※人の嫌がる仕事を一人でする
放 課 後	○衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○顔にすり傷や鼻血の跡がある ○急いで一人で帰宅する	○用事がないのに学校に残っている日がある ○部活動に参加しなくなる ※他の子の荷物を持って帰る

イ いじめている子供が学校で出すサイン例

発見の機会	観 察 の 視 点 (特に, 変化が見られる点)	
授 業 中	○文具などを本人の許可もないのに勝手に使っている ○プリントなどの配布物をわざと配らなかったり, 床に落としたりする ○自分の宿題をやらせている	○指名されただけで目配りし, 嘲笑する ○後ろから椅子を蹴ったり, 文具等で体をつついたりしている ○授業の後片付けを押しつけている
休み時間	○嫌なことを言わせたり, 触らせたりしている ○けんかするよう仕向けている	○移動の際など, 自分の道具を持たせている ○平気で蹴ったり, 殴ったりしている
給食時間	○配膳させたり, 後片付けさせたりしている ○自分の嫌いな食べ物を押しつける	○自分の好きな食べ物を無理矢理奪う
清 掃 時	○雑巾がけばかりさせるなど, 特定の内容ばかりさせている ○雑巾を絞らせている	○机をわざと倒したり, 机の中のものごとを落としたりする
放 課 後	○自分の用事に付き合わせる	○違う部活動なのに待たせて一緒に帰る

ウ 注意しなければならない様子例

様子等	観 察 の 視 点 (特に, 変化が見られる点)	
動作や表情	○活気がなく, おどおどしている ○寂しそうな暗い表情をする ○手遊び等が多くなる ○独り言を言ったり, 急に大声を出したりする	○視線を合わさない ○教師と話すとき不安な表情をする ○委員を辞める等やる気を失う ※言葉遣いが荒れた感じになる

持ち物や 服装	○教科書等にいたずら書きされる ○持ち物、靴、傘等を隠される	○刃物等、危険な物を所持する ○服装が破れたり乱れたりしている
その他	○日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○インターネットや携帯電話・スマートフォン等のメールやSNSに悪口や誹謗中傷が書き込まれる ○SNSのグループから故意に外される	○教材費等の集金の提出が遅れる ○飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる

② 家庭で分かるいじめ発見のポイント

いじめられている子供は、家庭においてもサインを出している場合がある。保護者は子供の変化を見逃すことなく対応する必要がある。

また、学校は保護者から、子供の家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導にあたる必要がある。

ア いじめられている子供が家庭で出すサイン例

- 衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡を見られるのを避けるため）
- 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられるのを嫌がったりする。
- ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 長期休業明けの新学期当初や連休明けの週初めに登校を渋る。
- 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- 投げやりで、集中力がわかない。些細なことでも決断できない。
- ゲーム機などに熱中し、現実から逃避しようとする。

イ 「インターネット上のいじめ」にあっている子供が家庭で出すサイン例

- パソコンや携帯電話・スマートフォン等を頻繁にチェックする，又は，全く触れようとしなくなる。
- 親が近づくと画面を切り替えたり，隠そうとしたりする。
- インターネットを閲覧した後に，動揺しているような言動をとる。
- 携帯電話の着信音に，怯えるような態度をとる。
- 電話やメールの受信後に，そっと一人ででかけようとする。

6. いじめの措置

(1) 「いじめ問題対策チーム」の設置

平時からのいじめの早期発見・早期対応や，いじめ問題発生時の迅速かつ積極的な対応を行うために「いじめ問題対策チーム」を常設する。

いじめ問題に対し，学級担任の抱え込みや一部教職員の過重負担を回避し，複数教職員による役割分担に沿った適切な対応を行うことで早期解消を図る。

① 構成

校長・教頭・生徒指導部会教諭・特別支援教育コーディネーター・当該学級担任・養護教諭・教育相談担当からなり，委員長は学校長とする。いじめ対応アドバイザーを要請した場合には，アドバイザーが加わることもある。

② 機能・役割

ア いじめを見逃さない学校づくりの推進

イ 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上

ウ 「学校いじめ防止基本方針」の計画的な取組と定期的な見直し・改善の実施並びに保護者，地域に対する周知

エ 家庭や地域，関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校づくり」の推進

オ スクールカウンセラー，関係機関等と連携したいじめ問題への対応。

カ いじめ問題発生時における個別案件への対応

(2) いじめ問題対策チーム会議

対策チームは常設され，いじめが生じたときに随時対応会議をする。

(いじめ問題対策チームを「常設する」とは，会合の定期的開催を増やすということではなく，日常的にいじめに関する情報が教職員間で交換・共有されている状態を指す。)

(3) 指導の原則

- ① いじめの発見・解決にはできるだけ早期に対応をする。
- ② 情報を収集・整理。具体的な対応策を検討し，役割分担を明確にする。
- ③ 役割分担に沿った対応を進める。
- ④ いじめについて訴えがあったときは，問題を軽視することなく，保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い，事実を隠蔽することなく，的確に対応する。
- ⑤ いじめの問題解決や教育相談の実施に当たり，教育委員会との連絡を密にすると同時に，必要に応じ，警察や児童相談所などの外部機関と連携協力する。
- ⑥ 対応策について吟味し，必要に応じて再検討を行う。

(4) いじめ問題発生時について

「いじめ」が認められた場合、ただちに解決のための行動をとる。

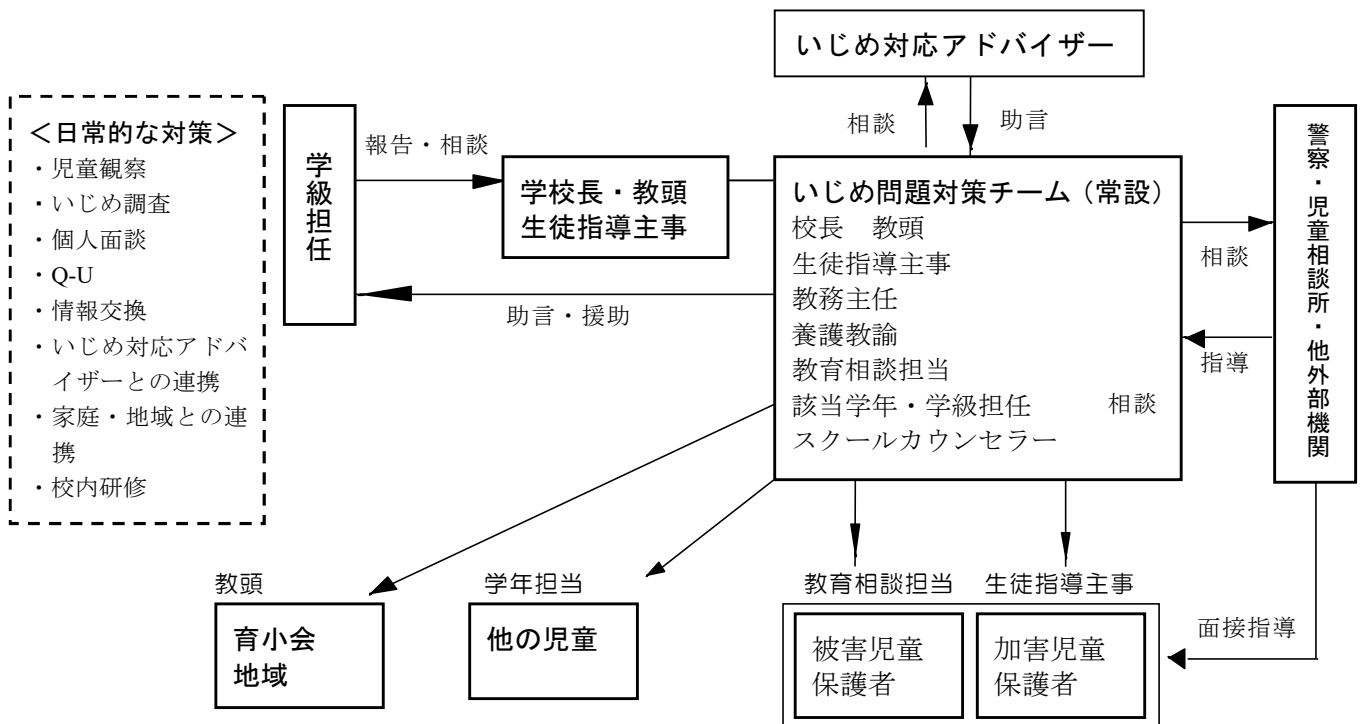
①主に担任は、ただちに校長・教頭あるいは生徒指導主事にその概略を報告する。

②報告を受け、速やかに「いじめ問題対策チーム」で対応策を決め活動を開始する。

※いじめの進行段階を下記のように定め、対応を決定していく。

《「いじめ」のレベルと対応》

レベル	実 態	対 応
1	悪口を言われる・からかわれる	全校体制で対応する。
2	仲間はずれにされる・無視される	※ここまでで食い止めるように最大の努力をする。
3	レベル2が継続して行われる。 または、叩く・蹴るなどの身体的苦痛が伴う。	教育委員会に報告し、委員会の指示を仰ぎながら対策を考え対応する。
4	いじめが原因で不登校になる。または、保護者・本人がいじめを苦に転校を検討し始める。	教育委員会・各専門機関と連携し、指示を仰ぎながら対応する。
5	「死」を口にしたり、自傷行為をする。	



(5) 子供や保護者への対応

①いじめられている子供への対応

- ・いじめられている子供を必ず守り通すという姿勢及び安心・安全を確保するための具体的な対応を講ずる。
- ・上記の姿勢及び今後の対応（いじめ事案からの救出と関係性や学校生活の回復）の見通しを当該児童に伝える。

- ・教職員の相談担当を伝え、安心につなげる。
- ・決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを伝える。
- ・いじめの事実関係を正しく把握する過程の中で、冷静に子供の気持ちを十分に受容し、共感的に受け止め、心の安定につながるようにする。
- ・いじめた子供の謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・子供の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・いじめられている子供を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。
- ・心理や福祉の専門家等、外部の協力が必要な場合は、市教育委員会に報告し、指示を受ける。
- ・心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症が見られた場合は、市教育委員会に報告し、指示を受ける。

②いじめられている子供の保護者への対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある迅速な対応を心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止める。
- ・学校として、当該児童を必ず守り通すことを十分伝える。
- ・いじめからの救済と回復を見通した対応策について説明し、共通理解の上で協力体制を構築する。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなどして、解消するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席や別室登校を認めることを伝える。
- ・家庭においても子供の様子に十分注意してもらい、子供のどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

③いじめている子供への対応

- ・頭ごなしに叱るのではなく、いじめられている子供の心理的・肉体的苦痛を十分に理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた子供からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出てこないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめた子供が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、自らの行為がいじめに当たることを十分に理解させたいうえで指導に当たる。
- ・いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを十分に理解させる。
- ・必要に応じて、市教育委員会に外部専門家の協力を依頼して、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置を取る。
- ・いじめた子供の不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。

- ・いじめた子供の立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・保護者に対して、いじめの事実と指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・いじめが解消したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、その時の指導によって、解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

④いじめている子供の保護者への対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子供や保護者の、辛く悲しい気持ちに気付かせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめられている子供の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした学校側の姿勢を示すとともに、家庭でも十分伝えていくよう要請する。
- ・子供の変容を図るために、子供との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考えるよう要請し、必要に応じて具体的に助言する。

⑤いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた子供たちに対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた子供たちに対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度行き渡らせるようにする。

(6) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の二つの要件を満たす必要がある。ただし、以下の要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も考慮し、各校の「いじめ問題対策チーム」で判断し、市教育委員会の確認を適宜得ることとする。

①解消の要件

ア. いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害児童に対する、心理的・物理的な影響を受けない状態が少なくとも3か月は続いていること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要とされる場合は、「いじめ問題対策チーム」で判断し、より長期の期間を設定するものとする。

イ. 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害児童本人とその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。

②解消後の見守りの重要性

- ・いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめの被害児童及び加害児童については日常的に注意深く継続して観察する必要がある。

(7) 検証方法について

以下の点に留意し、PDCA サイクルによる検証を次の指導にいかしていく。

- ① 児童に対しては、自分の学校生活をふり返って定期的に学習や学校生活における心の在り様を中心にアンケート調査を行うようにする。その際は、分かりやすい設問の設定を心がける。
- ② 保護者に対しては、授業参観や学校行事等の来校時にアンケート調査を行うなど、定期的な評価を位置付け、広く、こまめに情報を得るようにする。
- ③ 教職員に対しては、日々の教育実践と児童への向き合い方について聞き、課題となる事項をとらえ改善に取り組めるようにする。
- ④ 学校評価等を通して得た情報のうち、緊急性のある事案については即時に対応し改善を図る。

7. 各担当行動計画

(1) 各担当の行動内容

担当	行動内容	評価
管理職	<ul style="list-style-type: none"> ・全校集会などで日常的に「いじめは人間として許されない。」という雰囲気チーム学年・学校全体に醸成する。 ・児童が自己有用感を高める場面や困難な状況を乗り越えるような体験の機会を積極的に設けるよう教職員に働きかける。 	
教務主任	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止に関する取組の統括と実施計画及び日程調整 ・いじめアンケートに伴う個人面談の時間確保 	
生徒指導主事	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ問題対策チームとして ・いじめ防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成（5月中） ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と情報交換、連絡体制づくり ・児童支援共有の会の運営・情報把握（毎月） ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成・提示（6月） ・アンケート調査と個人面談の計画（6月，10月，2月） ・学校におけるいじめ問題への取組の点検（学期ごと） ・「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求める。（「生徒指導だより」の発行） 	
学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ○思いやりの心と健全な人間関係を育てる学級経営 ・いじめを許さない学級経営方針の表明（4月学級開き）と指導の徹底 ・思いやりの心と規律正しい態度を育てる学級集団づくり（年間通して） ・アンケート調査と個人面談・指導 ・生徒指導ファイルに指導の経過等を記入 ・<u>ローテーション道徳（となりを見る・知る）</u> 	
研究主任 少人数担当	<ul style="list-style-type: none"> ○わかる授業づくりのための授業改善研究 ・すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努める。 ・習熟度別少人数による個に応じたきめ細かな指導の充実 	
道徳教育担当	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳教育や人権教育の充実 	

人権教育担当	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育全体を通じて道徳教育や人権教育が行われるよう年間の指導計画を作成し実践する。 ・全校一斉道徳授業参観や道徳の実践掲示の推進 ・人権週間の取組（11月）や「ふわふわ言葉で話そう」の取組（7月，12月）の推進 ・いじめゼロ標語の取組 	
生徒指導主事 学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ○規範意識を育成する取組：毎月の生活目標の取り組み方を提案する。 ・月別目標をもとに，児童が主体となって「学級のめあて」を決めて取組む。 ○保護者・地域との連携（年間通して） ・家庭に対して，いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに，家庭訪問や学級日より，家庭と学校の緊密な連携を図る。 	
児童会担当	<ul style="list-style-type: none"> ○たてわり班活動や体験活動：（年間通して） ・縦割り班活動や異年齢交流活動を行い，児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進める。 ○学級活動や児童会活動等を活用して，児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進する。 ・ふわふわ言葉の取組（7月・12月） 	
情報教育担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ネットいじめ未然防止 ・ネット問題に関するアンケート（4年以上）の実施（6月） ・インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い，保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発をする。（7月） 	
生徒指導主事 教育相談コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ相談窓口の設置 保護者や担任に話しにくい事柄でも気軽に相談できる相手となり情報を把握する。 	
スクール カウンセラー	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の様子を観察し，適宜個に応じたカウンセリングを行う。 	

8. ネットいじめ対応

(1) ネット上のいじめとは

携帯電話・スマートフォンのみならず、音楽プレーヤーやゲーム機など、無線LANを利用して、特定の子供の悪口や誹謗中傷等をインターネット上の掲示板やラインなどに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法によりいじめを行うもの。

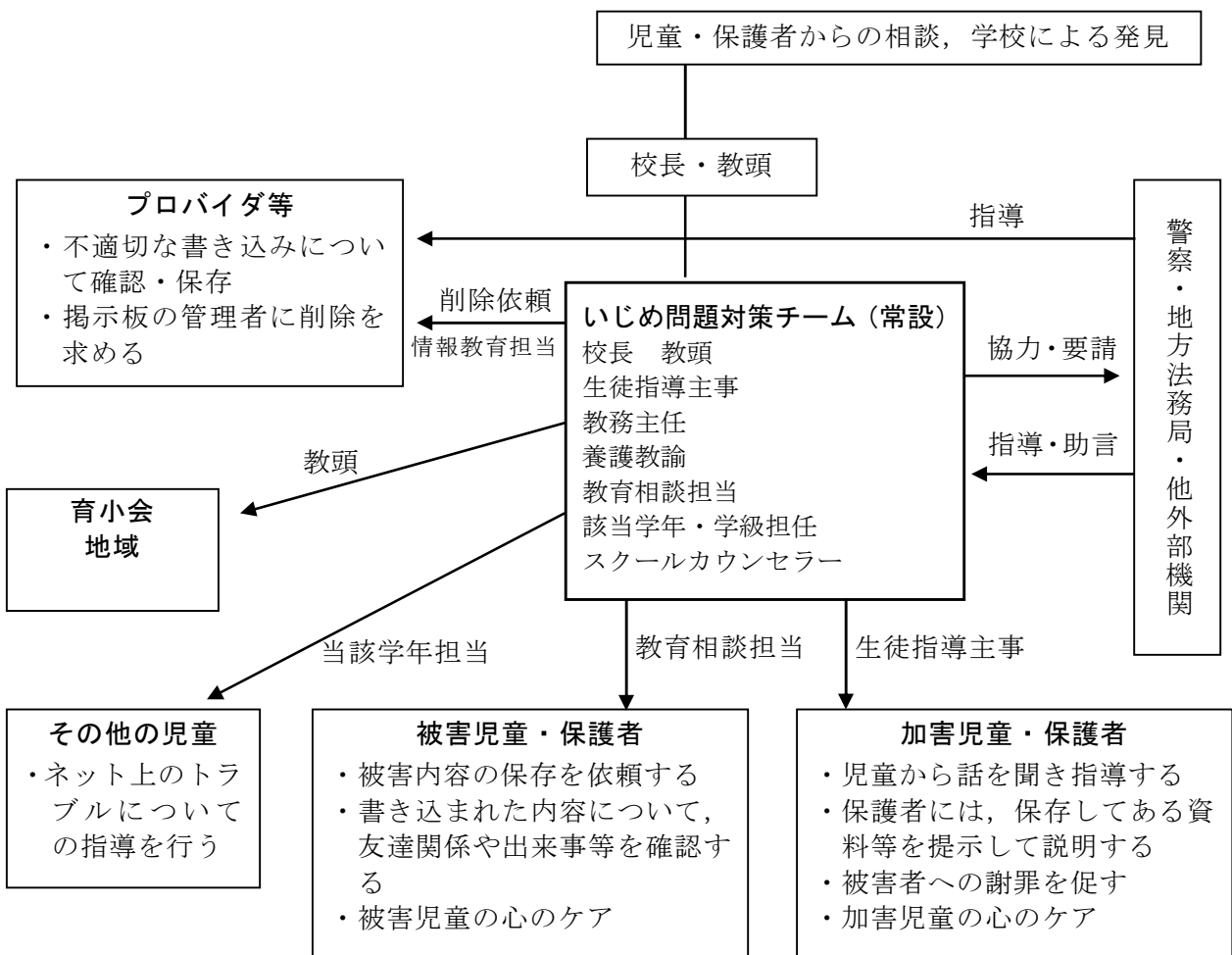
(2) ネットいじめの特徴

- ・匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、だれもが簡単に加害者にも被害者にもなる。また、不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間できわめて深刻なものになる。
- ・インターネット上に一度流出した個人情報や画像は、回収することが困難になるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、利用しているサイトやラインなどの詳細を確認することが困難で、いじめの実態に把握が難しい。

(3) 未然防止のためには

- ・児童の発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- ・「ネットいじめ」について、教職員自身が理解するとともに、保護者においても理解を求めていく。そして、インターネット利用に関する、親子ルール作りや児童どうしのルール作りを推進する。

(4) ネットいじめの対応



9. 重大事態

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第28条第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

また第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」については、不登校の定義を踏まえて、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

なお、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態発生への報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告する。

10. 関係諸機関との連携

七尾市教育委員会 学校教育課 53-5090

石川県教育委員会中能登教育事務所 52-2000

※その他機関は、次ページ参照

	相談機関（所属）	電話番号	受付時間	・主な内容 ※コメント
1	24時間子供SOS相談テレホン (文部科学省) (石川県教育委員会学校指導課)	0120-0-78310 076-298-1699	3 6 5 日 2 4 時間	※自分や友だちがいじめられている。こわい目にあっている。いやな思いをしているとき、一人で悩まないで電話してください。つながらないことがあってもためらわず、何度でもかけてください。あなたの電話を待っています。
2	いじめ相談窓口 (石川県教育委員会学校指導課)	076-225-1830	月～金 9:00～17:00	※皆様からの「いじめ」に関する情報を専門の職員がお聞きし、迅速に対応いたします。
3	こころの健康に関する相談 (石川県こころの健康センター)	076-238-5750	月～金 8:30～17:15	<ul style="list-style-type: none"> ・対人関係や性格についての悩み ・ストレスによる心身の不調 ・学校、職場、家庭内で起こっている心の問題 ・アルコールや薬物に関する問題 ・精神に障害のある方の生活や社会参加等の相談 ・ひきこもりの悩み
	こころの相談ダイヤル (石川県こころの健康センター)	076-237-2700	3 6 5 日 2 4 時間	
4	石川県家庭教育電話相談 (石川県教育委員会生涯学習課)	076-263-1188	月～土 9:00～13:00	※家庭教育に関する悩み相談にお答えしています。お気軽に、ご利用ください。
5	石川県七尾児童相談所 (厚生労働省)	0767-53-0811	月～金 8:30～17:15 ※虐待通告、緊急を要する相談、一般相談の受付は 24 時間 365 日対応	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や保育園に行きたがらない。 ・学校で友だち関係がうまくいかなかったり、授業中落ち着きがなかったりする。 ・友だちや先生に暴力をふるう。 ※相談は、予約されたほうがお待たせすることなく、ゆつくりとお話をうかがうことができます。まずはお電話ください。
6	子どもの人権 1 1 0 番 (法務省) (金沢地方法務局)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15 (上記以外は留守番電話対応)	※「いじめ」や体罰、不登校や親による虐待といった、子どもをめぐる人権問題は周囲の目につきにくいところで発生していることが多く、また被害者である子ども自身も、その被害を外部に訴えるだけの力が未完成であったり、身近に適切に相談できる大人がいなかったりする場合が少なくありません。「子どもの人権 1 1 0 番」は、このような子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話であり、子どもだけでなく、大人もご利用可能です。最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。相談は無料、秘密は厳守します。
	子どもの人権 SOS-eメール (金沢地方法務局)	https://www.jinkenn.go.jp/kodomo	3 6 5 日 2 4 時間	
	いじめ 1 1 0 番 (県警少年サポートセンター)	0120-617-867	3 6 5 日 2 4 時間	※いじめ問題で悩む児童生徒、保護者等からの相談等に 24 時間対応しています。お気軽にお電話ください。
8	七尾市教育研究所 (七尾市教育委員会)	0767-57-5671	月～金 9:00～16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・不登校などに関する相談。 ※来所相談は要予約。
9	児童・ひとり親・女性相談 (七尾市子育て支援課)	0767-53-8445	月～金 8:30～17:15	・子育て・育児不安等に関する相談。
10	オアシスライン(七尾市・中能登町) (親と子のなんでも電話相談室)	0767-52-0783	月～金 13:00～16:00	・悩んでいること、困っていることなどの相談。
11	チャイルドラインいしかわ (NPO チャイルドライン支援センター)	0120-99-7777	月～土 16:00 ～21:00	※18歳までの子どものための相談先です。かかえている思いを誰かに話すことで、少しでも楽になるよう、気持ちを受けとめます。あなたの思いを大切にしながら、どうしたらいいかを一緒に考えていきます。お説教や命令、意見の押し付けはしません。 ※話を聴くのは「受け手」と呼ばれるボランティアの大人たちです。たくさんの受け手がいるので、次にかけたときに同じ受け手と話が出るとは限りませんが、真剣な思いはみんな一緒に。誰かと話がしたい、誰かに悩みを聞いてほしい、そんなあなたを待っています。
12	いのちの電話 (法人 日本いのちの電話連盟)	0570-783-556	毎日 10:00～22:00	・相談員に電話やメールで悩みを相談できる窓口
		0120-783-556	毎日 16:00～21:00	
13	よりそいホットライン (法人 社会的包摂サポートセンター)	0120-279-338	3 6 5 日 2 4 時間	・相談員に電話や SNS 等で悩みを相談できる窓口

